令和元年８月第１１６回定例農業委員会総会議事録

令和元年8月9日（金）
安土総合支所３Ｆ　第2委員会室

日　程

第1　　会議録署名委員の指名

第2　　議案上程

議第　４５２　号　　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第　４５３　号　　農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第　４５４　号　　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第　２７５　号　　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理について

報告第　２７６　号　　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について

報告第　２７７　号　　その他の専決報告について

開会　午後１時３０分

事務局長	委員の皆様ご苦労様です。 それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和元年8月第１１６回定例総会の開会をお願い致します。 また、会議規則第５条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。
議　長	みなさん、こんにちは。 梅雨明けと同時に大変暑い日が続いております。皆様にはお身体にご留意いただきたいと思います。 会議に先立ちまして、農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。 私が前文を申し上げますので、引き続き唱和をお願いします。 ＜農業委員会憲章の唱和＞
議　長	有難うございました。ご着席ください。 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。 本日の現在出席委員１９名、欠席の届出１名、１２番、●●委員、遅参の届出１名、１４番、●●委員のとおり、会議規則第４条第２項による欠席・遅参の届出がでております。 会議規則第６条により、委員の過半数が出席しておりますので、8月総会が成立していることを報告いたします。 それでは、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、令和元年８月第１１６回定例総会を、ただ今から開催します。
議　長	先ず、日程第１　会議録の署名委員の指名ですが、２１番、●●●●委員、２２番、●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。
議　長	次に、日程第２　議案の上程に入ります。 議第４５２号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。
事務局	議第４５２号、農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をす

ることについて、を議案朗読させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第３条第１項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和元年８月９日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号１、土地の所在地、御所内町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積248㎡、世帯の経営面積、渡人2.5アール、受人235.8アール、今回の申請面積を合わせますと238.2アールとなります。譲渡人につきましては、東近江市下羽田町●●番地の●、●●●●、譲受人につきましては、御所内町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、遠方につき耕作不便、譲受理由につきましては、自宅が近く耕作便利でございます。

番号２、土地の所在地、安土町下豊浦●●●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積264㎡、同じく安土町下豊浦●●●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積32㎡、２筆合わせますと296㎡となります。世帯の経営面積、渡人76アール、受人237.1アール、今回の申請面積を合わせますと240アールとなります。譲渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、譲受人につきましては、安土町下豊浦●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、自宅が近く耕作便利でございます。

番号３、土地の所在地、元水茎町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,051㎡、同じく元水茎町●●番、登記地目、原野、現況地目、田、登記面積1,047㎡、２筆合わせますと2,098㎡となります。世帯の経営面積、渡人151.9アール、受人123.1アール、今回の申請面積を合わせますと144アールとなります。譲渡人につきましては、元水茎町●●番地、●●●、譲渡人につきましては、牧町●●番地、●●●、契約内容は贈与、譲渡理由、譲受理由につきましては、従来より耕作、実態に合わす、でございます。こちらの農地につきましては、お二人の親の代で交換が交わされていまして、農地の耕作につきましては、交換後の農地を耕作されていました。こちらの農地につきましても、従来から譲受人の●●●さんが耕作されておりました。もともとの●●さんの所有だった農地につきましては、既に●●さんの方に登記が移っておりますが、●●さんの所有の農地が●●さんに移っていなかったため、今回、贈与ということで登記を異動させたいということでございます。

番号４、土地の所在地、安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積46㎡、同じく安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも

畑、登記面積261㎡、同じく安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積571㎡、同じく安土町常楽寺●●●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,935㎡、同じく安土町常楽寺●●●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,515㎡、同じく安土町常楽寺●●●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,994㎡、同じく安土町常楽寺●●●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,300㎡、同じく安土町常楽寺●●●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,007㎡、以上８筆合わせますと14,629㎡となります。世帯の経営面積、渡人、受人ともに176.5アール、貸渡人につきましては、安土町常楽寺●●●番地、●●●、借受人につきましては、安土町常楽寺●●●番地、●●●、契約内容は使用貸借、貸渡理由、借受理由ともに経営移譲でございます。こちらの農地につきましては、以前から借受人の方に貸付をされておりましたが、農業者年金の関係でお孫さんに農地を１筆、家を建てるために譲渡されましたので、その前に一旦、全筆解約されて、１筆のみ５条の転用届けを出され、残りの農地を、再度、息子さんに設定されるために申請されたものでございます。

以上の農地法第３条第１項の案件全てにつきまして、別紙「農地法第３条審査書」に基づき、農地法第３条第２項第１号のいわゆる全部効率要件、農地法第３条第２項第４号の常時従事要件、農地法第３条第２項第５号の下限面積要件及び、農地法第３条第２項第７号の周辺地域との調和条件（及び農地法第３条３項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議　長　　ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委　員　　（特になしの声）

議　長　　特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。

質問はございませんか。

委　員　　（特になしの声）

議　長　　質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第４５２号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委　員　　（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。
よって、議第４５２号　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議　長　　それでは次に、議第 ４５３ 号、農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び　議第 ４５４ 号、農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて
を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　議第４５３号、農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明をさせていただきます。
農地法第４条第１項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和元年８月９日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
番号１、土地の所在地、安土町大中●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積9,323㎡のうち6,648.6㎡、申請人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、事由につきましては、牛舎及び牛糞発酵処理施設でございます。申請地は、安土町大中地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、「牛舎及び牛糞発酵処理施設」です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。
なお、今月１９日に開催されます県農業会議の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。また、通常、市の総会以降に県の農業会議の現地踏査を受けておりますが、今回はお盆休みの関係で前倒しをさせていただきまして、昨日、竜王町の●●会長にお越しいただきまして、●●会長、立会いのもと、申請者からの説明を受け、現地を確認していただき、許可相当との判断をしていただいたところです。
番号２、土地の所在地、益田町●●番地●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積492㎡、申請人につきましては、益田町●●番地、●●●、事由につきましては、農業用資材置場でございます。申請地は、益田町地先の農地で、団地規模がおおむね１０ヘクタール以上の農地でありま

すことから、第１種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用資材置場で、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号３、土地の所在地、益田町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,673㎡の内605.49㎡、同じく益田町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,967㎡の内494.3㎡、同じく益田町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積900㎡の内203.97㎡、３筆合わせますと1,303.76㎡となります。申請人につきましては、益田町●●番地、●●●、事由につきましては、農業用倉庫及び育苗ハウスでございます。申請地は、益田町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、「農業用倉庫及び育苗ハウス」で立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

なお、番号２と番号３につきましては、農道整備事業に伴い申請をされたものでございます。八木の交差点から八幡西中前を通り、つき当りのＴ字路まで、農道の拡幅が計画されております。具体的には、現在の６ｍ道路の両側に、３ｍ幅の農作業スペースを設ける計画です。このために、現在申請者が所有されております、農業用倉庫兼鉄工所が建っている宅地につきましても、交差点の右折だまりも作られることから、約半分の面積になります。

残った宅地に、新たに小さな鉄工所の建物を建設され、今回番号３で申請された部分には、鉄骨造平屋建て１２８㎡の農業用倉庫と、育苗ハウスに利用するビニルハウスを２棟建設する計画です。

また、申請者の経営面積は66,227㎡で、認定農業者です。

続きまして、議第４５４号、農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第５条第１項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和元年８月９日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号１、土地の所在地、西庄町●●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積562㎡、譲渡人につきましては、西庄町●●●●番地、●●●●、譲受人につきましては、鷹飼町●●●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、建売分譲住宅でございます。申請地は、西庄町地先の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね５００m以内に公共施設等が２つ以上ありますことから農振白地の第３種農地と判断をいたしました。転用目的は、建売分譲住宅で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発

同時許可となります。

番号２、土地の所在地、西庄町●●●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積270㎡、貸人につきましては、西庄町●●●●番地●、●●●●、借人につきましては、西生来町●●番地●●、●●●●、契約内容は使用貸借、事由につきましては、自己用住宅でございます。申請地は、西庄町の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、公共施設等が２つ以上ありますことから農振白地の第３種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用住宅で、一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号３、土地の所在地、津田町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも畑、届出面積4,937㎡の内263.5㎡、貸人につきましては、南津田町●●●番地、●●●●、借人につきましては、南津田町●●●番地、●●●●、契約内容は使用貸借、事由につきましては、農業用倉庫でございます。申請地は、津田町地先の農地で、農用地区域内農地、いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号４、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積343㎡、同じく若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積140㎡、貸人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、借人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は使用貸借、事由につきましては、露天資材置場でございます。同じく若宮町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積5.46㎡、貸人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、借人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は使用貸借、事由につきましては、露天資材置場でございます。申請地は、若宮町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第３種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場で、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号５、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積621㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積739㎡、２筆合わせますと1,360㎡となります。譲渡人につきましては、武佐町●●番地●、●●●●、譲受人につきましては、福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目●番●●号、●●●●、代表取締役、●●●、

契約内容は売買、事由につきましては、太陽光発電施設でございます。申請地は、長光寺町地先の農地で、道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備状況からみて、第３種農地の場合における公共施設等の整備状況の程度に達する区域になることが見込まれる区域として、近江鉄道平田駅を中心とする半径７００メートルの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積が４０パーセントを超えることから、農振白地の第２種農地と判断をいたしました。転用目的は太陽光発電施設で、申請地南側の農地についても、既に太陽光の計画がなされており、周囲に事業目的を達成できる農地が見当たらないため代替性の検討もなされていることから、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議　長　　ありがとうございました。

議第　４５３　号、農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び　議第　４５４　号、農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、２２番　●●●委員、よろしくお願いします。

委　員　　去る、7月３１日に、議第　４５３　号　農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び議第　４５４　号　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、２０番　●●●●委員、と２１番　●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第４５３号　農地法第４条１項許可申請の案件について報告させていただきます。

まず、番号１の案件です。

申請地は、安土町大中地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、「牛舎及び牛糞発酵処理施設」です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号２の案件です。申請地は、益田町地先の農地で、団地規模がおおむね１０ヘクタール以上の農地でありますことから、第１種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用資材置場で、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号３の案件です。申請地は、益田町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、「農業用倉庫及び育苗ハウス」で立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。
次に、議第　４５４　号　農地法第５条第１項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号１の案件です。申請地は、西庄町地先の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね５００m以内に八幡工業高校や診療所といった教育施設、医療施設が２つ以上ありますことから農振白地の第３種農地と判断をいたしました。転用目的は、建売分譲住宅２区画で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号２の案件です。申請地は、こちらも西庄町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、診療所や訪問看護ステーションといった医療施設等が２つ以上ありますことから農振白地の第３種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用住宅で、一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号３の案件です。申請地は、津田干拓内の農地で、農用地区域内農地、いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号４の案件です。申請地は、若宮町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんした区域にありますことから農振白地の第３種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場で、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に、番号５の案件です。申請地は、長光寺町地先の農地で、市街地化が見込まれる区域として、農振白地の第２種農地と判断をいたしました。転用目的は太陽光発電施設で、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第４条許可申請　３件、第５条許可申請　５件、計８件　の現地踏査 結果報告を終わります。

議　長　　ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委　員　　第５条の番号４、若宮町５９７番１、６０１番１、長さに対して幅は何メートルくらいあるのか。

委　員　　大体2.5メートルくらいです。

議　長　　他にございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第　４５３　号、農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び　議第　４５４　号、農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委　員　　（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。

議第　４５３　号、農地法第４条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び　議第　４５４　号、農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議　長　　それでは、次に、　報告第　２７５　号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第　２７６号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第　２７７号　その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局　　報告第２７５号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第４条第１項第７号の規定に基づき同法施行令第３条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和元年８月９日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号１、土地の表示、鷹飼町北二丁目●－●、地目、田、地積1,069㎡、届出受理日及び受理番号、令和元年７月９日、４１０番、届出人の住所氏名、鷹飼町●●●●、●●●●、理由としましては、共同住宅でございます。

番号２、土地の表示、安土町常楽寺●●、地目、畑、地積142㎡、届出受理日及び受理番号、令和元年７月２９日、４１１番、届出人の住所氏名、安土町常楽寺●●、●●●、理由としましては、住宅敷地でございます。

続きまして、報告第２７６号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第５条第１項第６号の規定に基づく同法施行令第１０条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和元年８月９日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号１、土地の表示、安土町下豊浦●●●●－●、地目、畑、地積56㎡、届出受理日及び受理番号、令和元年７月２５日、５１１番、譲受人の住所氏名、安土町下豊浦●●●●、●●●●、譲渡人の住所氏名、安土町下豊浦●●●●、●●●●、理由としましては、住宅敷地、区分につきましては、売買でございます。

番号２、土地の表示、土田町●●●●－●、地目、田、地積2,169㎡の内160㎡、同じく土田町●●●●－●、地目、田、地積3,108㎡の内160㎡、こちらの貸渡人の住所氏名につきましては、中村町●●－●●、●●●●でございます。同じく土田町●●●●－●、地目、田、地積2,792㎡の内160㎡、こちらの貸渡人の住所氏名につきましては、土田町●、●●●●、届出受理日及び受理番号、令和元年７月２９日、５１２番、借受人の住所氏名につきましては、大津市柳が崎●－●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由としましては、文化財試掘調査、一時転用、区分につきましては、使用貸借でございます。こちらにつきましては、土田町地先でスーパーラムー建設が予定されています。

番号３、土地の表示、安土町下豊浦●●●●、地目、畑、地積697㎡、届出受理日及び受理番号、令和元年７月３０日、５１３番、譲受人の住所氏名、安土町西老蘇●●－●●、●●●●、代表取締役、●●●、譲渡人の住所氏名、安土町下豊浦●●●●、●●●●、理由としましては、駐車場及び資材置場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第２７７号、その他の専決報告について、を報告させていただきます。

農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和元年８月９日、近江八幡市農業委員会事務局長。

１、農地法第１８条第６項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、番号１、借人、●●●●、貸人、●●●●、地番、西庄町●●－●、地目につきましては、台帳、現況とも田、面積562㎡、理由としましては、賃貸借契約解除でございます。番号２、借人、●●●●、貸人、●●●●、地番、土田町●●●●、地目につきましては、台帳、現況とも田、面積2,030㎡、理由としましては、賃貸借契約解除でございます。以上でございます。

議　長	ただ今の、報告第 ２７５ 号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理について、及び 報告第 ２７６ 号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 ２７７ 号　その他の専決報告について、質問等はございませんか。
委　員	（特になしの声）
議　長	それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
議　長	以上で本日の総会日程は終了しました。 これをもちまして第１１６回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会　　午後2時１０分

会議規則第２１条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員　　委員

会議録署名委員　　委員